

住民基本台帳に係る電算処理の委託等
に関する検討会

報告書

平成１９年１２月

目 次

報告書	1
はじめに	1
1 情報流出事案を踏まえた現状認識	2
2 実効性のある対策 ～手順に沿った措置～	4
3 対策実施の手法・法律上の構成	8
4 罰則の取扱い	12
5 まとめ	14
（別添）技術的基準の改正後のイメージ（案）	16
参考資料	23
住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会開催要領	25
検討会の審議経過	27
今般の住民基本台帳情報流出事案等の全体像	28
住民基本台帳制度について	31
住民基本台帳に記載された情報の主な特徴	32
ヒアリング結果概要	33
データ形態・作業形態と流出防止に必要な対応に係る整理表	37
外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について （H19.5.25 総行情第 42 号）	38
個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び遵守状況の緊急点検 について（H19.5.25 総行情第 43 号）	39
個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び遵守状況の 緊急点検の調査結果について（H19.9.5 総行情第 77 号）	41
住民基本台帳における個人情報保護の対策について（H19.5.25 総行市第 92 号）	43
外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関する対応及び 留意事項（H19.6.1 総行情第 47 号）	45
住民基本台帳制度等における委託に係る規制の現状（関係条文）	51
参照条文	79

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会報告書

はじめに

住民基本台帳制度は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。)に基づくものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度として創設され、住民の利便を増進し、国や地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。

従来から、住民基本台帳制度においても、一般社会における各種業務の処理や他の行政分野における事務処理と同様、技術の進展著しい電子計算機による情報処理が進んで来ている。こうした電算処理の中で取り扱われる住民基本台帳上の個人情報、住民個人にとって最も基礎的な情報であり、社会的な関心も強く、情報保護の徹底が、とりわけ強く要請されていると言える。

このため、平成 11 年改正(平成 11 年法律第 133 号)により新設された住基法第 36 条の 2 の規定では、市町村長は、住民基本台帳に関する事務の処理に当たって、住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとしている(同条第 1 項)。この場合、実際には、現場で事務の処理に従事する市町村の職員に対して、個人情報保護の義務が課されたものと理解できる。電算処理は専門性が高いことから、外部に委託して処理されることが多くなる。このような実態を踏まえ、住基法第 36 条の 2 には、第 2 項が設けられ、市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理の委託を受けた者(実際には、現場で委託された事務の処理に従事する委託先事業者の従業員等が該当する。)に対しても、第 1 項(市町村長)同様に、個人情報保護の義務を課している。

また、住基法の規定を敷衍する形で、繰り返し、住民基本台帳上の個人情報保護の徹底を図るための対応が講じられてきた。このほか、地方公共団体が保有・管理する個人情報一般の保護のため、「地方公共団体における個人情報保護対策について(総行情第 91 号平成 15 年 6 月 16 日通知。以下「15 年 6 月通知」という。)」が発出され、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成 18 年 9 月改定版。以下「ガイド

ライン」という。)」が示されるなど、関連する法制度の整備・施行や情報セキュリティ事故の発生といった各時点における状況に応じて、随時、様々な対応が積み重ねられてきた。

しかしながら、本年5月に、複数の市町村からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部業務の再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフトを介して、国民年金情報や老人保健情報などを含む個人情報が流出するというはなはだ遺憾な事案が発生した。ある市町村においては、市町村合併に伴い、旧市町村が個別に整備してきたシステムに係るデータ移行に際して、ほぼ全住民の住民票記載情報が、住民票コードも含めて流出するという結果を招いている。

今回は、住民基本台帳情報が大量に流出した事案であったが、住民基本台帳情報以外の地方公共団体が保有・管理する個人情報について見ても、これらの情報が同様の事情を経て流出するような事態は、なお生じることがあり、なかなか止むことがない。こうした現状は、これまでの対応が十分な実効性を備えていたのか、再検討を迫るものと言える。

そこで、本検討会が設けられ、住民基本台帳の電算処理に係る市町村の委託実態等を踏まえながら、住民基本台帳情報の取扱いに係る課題を中心に検討を行い、実効を挙げ得る対策をとりまとめることとされた。

本検討会は、市町村及び市町村から電算処理の委託を受ける事業者からの意見聴取を含め、7回にわたる会合を開催し、検討を進めてきた。以下は、その検討の成果をとりまとめたものである。

1 情報流出事案を踏まえた現状認識

(1) 情報流出を招きかねない要因・反省点

先に言及した本年5月の住民基本台帳情報に係る大量流出事案は、これまで流出を防止するために積み重ねられてきた対応にもかかわらず、なぜ、発生したのか。この事案から、どのような認識が得られるのか。まず検討してみる。

電算処理を委託する市町村の対応に関しては、今回の事案に即して考えると、15年6月通知、ガイドライン等に沿った対応が、それぞれの市町村において、適切に理解されて、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシー(具体的な実施手順を含む。)に的確に規定された上、そのとおりに実施・遵

し、社会の大きな関心をよんでいる面がある。住民基本台帳情報については、他の個人情報とは区別した上で、適正な管理を求める要請がとりわけ強いとの受け止めが世間一般にあるとも考えられる。

(3) 委託と再委託との関係

委託と再委託(再委託先から、さらに委託が行われる再々委託を含む。)の関係はどうとらえるのか。両者の違いに着目するのか、つながりがあると見るのか。これは、再委託に対する評価とその活用方針に関わってくる。

再委託は、再委託先事業者の選定や再委託先における業務の実施管理に対する市町村の関与が、どうしても間接的なものになってしまう。このため、市町村が締結する元の委託契約の中では、再委託先事業者を対象とした遵守事項の義務付けは困難な面がある。しかしながら、元の委託契約の当事者である委託先事業者は必ず委託契約上の責任を有していることから、この委託先事業者(再委託元の事業者)との間の契約を介して、再委託先事業者等を適切に管理できる可能性がある。

したがって、再委託については、各々の市町村の置かれた事情も踏まえ、電算処理の委託業務を円滑に遂行するため、やむを得ない場合に限って、例外的に活用していくことが考えられる。また、再々委託については、原則として認められないが、ごく例外的に、他に代替手段がない場合に限って、市町村の承認を得て行うことは考えられる。これらに際しては、個人情報保護法第22条では、委託を受けている事業者(個人情報保護取扱事業者)は、自らが委託している再委託先事業者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならないとされており、この規定により適切な管理を徹底すべきである。

2 実効性のある対策 ～手順に沿った措置～

(1) 対策の対象業務の範囲

「委託」処理する場合を念頭に置いて考えるとして、どこまでの範囲を対象業務とするべきか。市町村の実務においては、システム開発・改修の委託にとどまらず、オペレーション業務の委託、システム機器保守の委託なども、相当の頻度で行われている。これらの委託であっても、個人情報(住民基本台帳情報)を取り扱うという点は、システム開発・改修の委託と同様の状況にある。このため、オペレーション業務の委託やシステム機器保守の委託なども、特に対策の対象業務から除外せず、広く対象としていくべきである。ただ、

対策の必要性や中身は、対象業務の内容如何で異なることから、実際の作業内容を吟味しながら、具体的な対策の適用を考えていくべきである。

(2) 対策の具体的な内容

1(1)で検討した情報流出を招きかねない要因・反省点を踏まえると、実効性のある対策として、具体的に、どのような措置や取り決めの推進を図っていくべきか。作業形態等に応じて、具体的に必要とされる措置内容にも相違が生じてくるが、対策は以下のとおりとなる。

- ①指定場所での処理： 処理する具体の場所は、市町村が指定することになる。
- ②承認を受けないデータ持ち出しの禁止： 例外としての承認は、市町村において、個人情報の漏えい・滅失・き損の可能性を把握した上で、その危険を冒してもデータが現存する場所から、それ以外の指定場所へ持ち出す必要が認められる場合に限って、必要な条件を付した上で行うことになる。
- ③(②の例外の場合の)データの暗号化処理： 指定場所に持ち出す場合において、その途上で、仮に、個人情報が流出したとしても、暗号化処理されていれば、被害拡大の防止に有効である。
- ④承認を受けないデータの複製・複写の禁止： 例外としての承認は、市町村において、個人情報の漏えい・滅失・き損の可能性を把握した上で、その危険を冒しても複製・複写する必要が認められる場合に限って、指定場所での作業に必要な最小限の範囲で行うことになる。
- ⑤処理作業後のデータの返還・廃棄： 不要となったデータについては、遅滞なく市町村に返還するか、又は廃棄することになる。廃棄の場合には、当該データ内容が判読できないようにするなど、確実な履行の確保を図る必要がある。
- ⑥承認を受けない再委託の禁止： 例外としての承認は、再委託先事業者が市町村の管理が及ぶ場合に限って、市町村が行うことになる。
- ⑦日々(一定期間ごと)の処理記録の提出： 処理する業務の内容によるが、委託先事業者の理解を得て、市町村が合理的な範囲で提出頻度を設定する。提出の都度、市町村の確認を受けることになる。 など

これらのうち、特に、②に掲げる情報の管理区域からの”持ち出し”が基本的で重大な手順違反との意見が多かった。この”持ち出し”に焦点を当てて、措置の徹底を図っていくべきである。

なお、実際には、市町村が事業者と委託契約を締結するに至るまでの間で、委託先の選定・契約・受託業務の実施・監督・責任追及のそれぞれのプロセスにおけるセキュリティ上の課題(特に、残存リスク)を、あらかじめ明らかにした上で、実地に即し、経済合理性も考慮して、どのような情報セキュリティレベルを備えるべきか、判断していく必要がある。

(3) 委託先事業者の限定の適否

委託契約を締結する事業者を、ISOなどの認証を取得している事業者やセキュリティ監査・システム監査を受けている事業者に限定すべきとの見解がある。そうすることにより、(2)に掲げる措置内容が遵守される可能性が高まるとの認識からである。

確かに、プライバシー・マークやISMS(ISO27001)の認証を取得していることや定期的にセキュリティ監査等を受けていることにより、当該事業者においては、従業員に対する情報セキュリティ教育や情報保護の意識レベルで、一定の水準が確保されていると見ることができよう。ガイドラインでは、事業者選定に当たって、これらの認証取得を要件とすることを、地方公共団体に対する推奨事項としている。こうした位置づけにとどまらず、入札参加資格とするなど、市町村に対して、さらに積極的な対応を促すことも考えられる。

ただ、同じ認証を取得していたり、同様にセキュリティ監査等を受けていても、事業者間で能力・対応に相当の差がある場合もある。また、近時は、地方公共団体の調達においては、公正な競争・取引条件の設定が要請される傾向が強く、国内事業者のみにあてはまる条件を厳格に解して、要件とすることには慎重にならざるを得ない。さらに、委託先事業者が、委託される業務のそれぞれのプロセスにおける情報セキュリティと残存リスクを明らかにし、その実装・運用と監査・改善を、具体的な発注条件として検討し、契約条項の中に細かく規定していかないと、市町村の期待する情報セキュリティレベルを確保できないのではないかとの意見が見られた。認証等を得ているからと言って、必ずしも情報セキュリティが万全ではないという、認証等有する限界を認識した上で、それらの活用を図るべきという意見もあった。これらを踏まえると、認証等を得ていることは、市町村が委託先事業者を選定するに当たって、一つの判断要素として考慮していくような取扱いが適当である。将来的には、事業者の取得状況を踏まえて、契約締結に当たっての必要条件とすることも考えられる。

(4)市町村・委託先事業者のそれぞれに求められる対応姿勢

(2)のような対策をとっていくとして、市町村及び委託先事業者には、それぞれのどのような対応姿勢が求められるか。

市町村は、これまでも増して、十分な情報セキュリティを確保するための措置について規定を整備し、具体的な発注条件として契約条項に盛り込んだ上で、それらが遵守されるよう、一層のチェック強化を進めていく必要がある。

一方、委託先事業者の側でも、十分な情報セキュリティを確保するための措置について規定を整備した上で、具体的に定められた契約条項がきちんと遵守されるよう、従業者など実際に個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、遵守事項の徹底とこれらに従った業務の適正な管理を求めていく必要がある。

これらが継続的に維持・推進されていくためには、単に静的なルールの整備だけに頼ることなく、動的に処理態様をチェックしていく体制の確立が欠かせない。委託先事業者は、適切に工程を管理するとともに、委託した市町村の側でも、処理状況（作業プロセス）を把握しつつ、チェック・確認できるような状態を作り出していかなければならない。そのため、(2)⑦に掲げた対策を通じて、あらかじめ定められた間隔で処理状況を把握できる仕組みを整備していく必要がある。

なお、委託先事業者を選定する際には、事業者自らに、処理の過程で講じようとしている情報セキュリティ確保のための措置の内容を具体的に明らかにさせることにより、処理環境の情報リスクレベルが許容できる水準にまで下がっていることを、市町村において確認すべきである。その上で、契約を締結すれば、処理段階に入ってから工程管理やそのチェック・確認が行いやすくなるし、ひいては、委託先事業者に対する制裁も機動的に発動できることになると考えられる。

また、委託先事業者から再委託が行われた場合においても、委託した市町村の側で、(2)⑦に掲げた対策に準じる適切な方法により、再委託先事業者における処理状況（作業プロセス）を把握しつつ、チェック・確認できるようにする必要がある。

(5)対象となる行為者

(2)に掲げる対策について、具体的に、コントロールを効かせる対象とな

る行為を行う者は、どのようなものになるか。委託契約の相手方は、事業体としての法人であることがほとんどであり、(2)に掲げるような対策により、業務を処理する中で個別の行為について、規制を受ける客体としては適当でないことが多い。このため、実際に業務を処理する中で、対象となる行為を直接行うおそれのある者としては、主に、委託先事業者の従業員を念頭に置いて、「個人情報(住民基本台帳情報)を取り扱う業務に従事する者」を考えていくべきである。このように考えれば、結果として、委託契約上の地位及び委託先事業者との関係如何にかかわらず(派遣労働者であったり、請負事業者が介在したりしても)、対象行為者の行為にコントロールを効かさせられることになる。

ただし、直接の行為者(「個人情報(住民基本台帳情報)を取り扱う業務に従事する者」)の行為に着目して、規制したとしても、その行為に伴う契約上の責任は、当然、情報セキュリティ体制を整え、回避のための措置を講じられる権限・立場を有する委託先事業者等が、市町村に対して負うこととなる。第一線で処理に当たる者に、過度な責任が課されることがないようにしなければならない。

また、(2)に掲げるような対策に応じる行為を行う者の立場には、委託契約上の地位を有する者でなければ立ち得ない場合がある。⑥及び⑦の対策が該当するが、このような場合には、当然、行為者は委託先事業者等そのものとなる。

3 対策実施の手法・法律上の構成

(1)対策実施のための手法・選択肢

具体的に、対策を実施するために、どのような手法を用いるべきか。その選択肢として、どのようなものが考えられるのか。議論の中では、以下のような3通りの対応が検討された。

①ガイドライン等に基づく助言による対応

住民基本台帳情報を含め、個人情報一般について、15年6月通知、ガイドライン等で示されている内容について、市町村の個人情報保護条例・情報セキュリティポリシー等への盛り込みが徹底されるよう、あらためて総務省において、助言・報告の徴収・勧告など関係法律に基づく権限を行使する。

市町村の側では、委託される業務のそれぞれのプロセスにおいて、実施・遵守されるべき内容を具体的な発注条件として契約条項に盛り込んだ上で、それに基づいて、委託先事業者が確実に履行するよう請求する。

②住基法・同法施行令に基づく技術的基準の改正による規範性のある対応

住民基本台帳情報については、今回の情報流出事案を踏まえて、市町村及び委託先事業者が講じなければならない情報セキュリティを確保するための措置を明確化することとする。15年6月通知、ガイドライン等で示されている指定場所での処理、データ持ち出しの禁止と承認、データの暗号化処理等に関して、これらの情報セキュリティ確保措置の規範性が確実に担保されるよう、住基法及び同法施行令に基づいて定められ、法令の一部としての意味合い（法令上の最低限の基準）がある「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」（昭和61年自治省告示第15号。以下「技術的基準」という。）に、改正・追加等を行う。総務省においては、新たな技術的基準の内容が、市町村において遵守されるよう、住基法第31条の規定に基づき、必要に応じ、助言・報告の徴収・勧告などの権限を行使し、指導する。

市町村の側では、規範性を有する技術的基準の新たな内容を踏まえ、委託される業務のそれぞれのプロセスにおいて、実施・遵守されるべき内容を具体的な発注条件として契約条項に盛り込んだ上で、それに基づいて、委託先事業者が確実に履行するよう請求する。

一方、委託先事業者の対応に関しては、所管府省を通じて、個人情報保護法に即した措置・手続が確実に行われるよう再周知に努める。その上で、個人情報保護法第32条から第34条までの規定に基づき、主務大臣が、個人情報保護取扱事業者である委託先事業者に対して、必要に応じ、報告の徴収・助言・勧告・命令の権限を行使する。

この技術的基準の改正による対応に関しては、

- 技術的基準の規定内容を、より具体化して契約条項に盛り込みやすいものにしたひな形を提示し、その徹底を図る。
- そのため、住民基本台帳ネットワークシステムにおける場合と同様に、自己点検表も活用した上で、システム・セキュリティ監査を実施する。
- 2(4)で述べたとおり、委託先事業者を選定する際に、事業者自らが処

理の過程で講じようとしている情報セキュリティ確保のための措置の内容を、具体的に明らかにさせることにより、以後のチェック・確認を行いやすくし、機動的に責任を追及することとする。

などの運用上の工夫を組み合わせることにより、措置の実効性が向上すると見込まれる。

また、契約上の責任を追及するための措置として、

イ 契約に規定された履行代金の減額

ロ 違約損害金の請求

ハ 事後の一定期間にわたる同種の契約に対する入札参加資格の停止又は制限

などが考えられるが、これらを背景にした抑止効果が適切に働けば、情報セキュリティを確保するための措置の遵守に寄与すると見込まれる。

以上のように、委託先事業者の契約上の責任・義務の遵守の徹底を図り、情報セキュリティを確保するための措置が確実に講じられれば、情報流出はかなりの程度防止できると考えられる。

③法律改正による対応

住民基本台帳情報について、住基法を改正し、住民基本台帳情報を取り扱う業務に従事する者が手順に沿わない処理を行う場合に、規制をかけることとする。

あるいは、住民基本台帳情報を含め、市町村等の行政機関が保有・管理する個人情報について、所要の法律改正を行い、個人情報を取り扱う業務に従事する者が手順に沿わない処理を行う場合に、規制をかけることとする。

この法律改正による対応をとるのであれば、法律上の規制対象となる行為を規定する必要があるが、**２（２）の①から⑦**までに掲げる行為のうちから、法律による規制になじむものに対象を絞り込んでいくことになる。

（２）他の個人情報と区別して法律上の特別な措置を講じる場合の理由

（１）③の対応のうち、住民基本台帳情報について、他の個人情報と区別して、法律上の特別な保護措置を講じるとすれば、区別を正当化する説得的な理由が必要となる。これまでの検討を踏まえると、以下のような整理が考えられる。

住民基本台帳情報の流出事案が発生しており、住民の居住関係を確認し、住民の権利・義務の基礎となる情報を適正に管理、公証するという住民基本台帳制度に対する国民の信頼が損なわれかねないおそれがある。市町村における住民基本台帳事務は、住民個人の基礎的な情報を、適正な記録管理そのものを目的として管理するものである。このような基本情報が、適正な手続が踏まれずに、仮にまとまって流出したとすれば、悪意を有して、他の情報と結合・リンクさせようとする者に利用される危うさがある。こうした特性を有する住民基本台帳情報については、適正に遺漏なく管理する必要性がきわめて大きいと考えられる。

なお、行政機関が保有・管理する住民基本台帳情報以外の個人情報、個別の行政目的のために収集・管理されるものであり、民間事業者が保有・管理する個人情報は、基本的には営利目的のために収集・管理されるものである。これらの目的との関係の中で、最も適切で実効性のある保護措置のあり方を考えていくべきであり、住民基本台帳情報とは事情が異なると言える。

このような整理を肯定し、さらに、住民基本台帳情報について他の分野に先行した対応の意義を強調することにより、個別に、住基法を改正し、特別の措置を講じるべきとの意見がある。

また、住民基本台帳情報の中でも、
○基本情報の場合とそれ以外の場合
○住民基本台帳の基幹システムから持ち出す場合と住民基本台帳情報から他の用途に提供された関係情報を持ち出す場合 など
それぞれ違いがあり、より精査・区分して、必要な対策を考えていくべきとの意見がある。

以上のように、住民基本台帳情報について特別な保護措置を講じていくという考え方がある一方、市町村が保有・管理する住民基本台帳情報以外の個人情報についても、同様に、情報セキュリティの確保は必要であり、全体として、できる限り軌を一にして対応方策を考えていくべきとの意見もある。

(3) 段階的な対応の適否

(1)の①から③までの対応については、
○前の段階の措置を尽くして、次の段階の措置に進んでいくべきと考えるの

か。

○法的な規制のための措置が、関係者の意識・処理の実態の改善を促し、“実効性のある対策”につながると考えるのか。

2通りの考え方があり得る。どちらの方が、対応が円滑で効果的なものとなるのかという観点で考えるべき問題であるし、それぞれの対応による実効性をどう評価するかという問題でもある。特に、②の対応による実効性に着目して考えるべきである。

4 罰則の取扱い

(1) 検討の状況・必要性

3(1)で③の法律改正による対応をとる場合には、法律により、単に対象となる行為を規制するにとどまらず、規制された行為に対して、刑事上ないしは行政上の罰則を科していくべきかどうかとも検討する必要がある。講じられる対策の遵守状況や効果を予測しながら、さらなる対応に踏み込む必要があるのかどうか、他の行政分野や法律との関係を含めて、十分に議論・検討していかななくてはならない。この罰則の取扱いに関しては、理論面の問題を中心に、活発な議論が行われ、多様な意見が表明された。

なお、この検討は、住民基本台帳情報を処理する過程で、業務の処理に当たる者の、意図的とは言えないものの、不適切な行為に起因して、情報が流出するような事態を防止することを直接の目的として行われたものである。業務の処理に当たる者が、不正な目的の下、意図的に行った行為による情報漏えいへの対応も重要な課題であるが、対策の内容が異なってくることから、別途の検討を要するため、ここでは念頭に置いていない。

(2) 刑罰導入の可否

法律に基づき、情報流出が起こらないよう手順に沿わない措置や行為に規制をかけた上で、それでも情報流出が起きた場合、さらに、刑事責任を問う刑罰を設けることについて、どのように考えるか。保護法益をどのようなものと位置づけるか、構成要件をどう設定するかをはじめとして、詳細な検討が必要である。

民事の損害賠償請求、行政上の規制によってもとらえきれない行為がある場合、刑罰を導入していく余地はあり得る。情報流出という結果の重大性にかんがみれば、損害賠償責任や行政上の責任と刑事責任が重複することも考

えられる。

(3) 刑罰の機能

住民基本台帳情報をはじめとする個人情報の流出に対して、刑罰を考える場合、刑罰のどのような機能を重視すべきであるか。この局面における刑罰の機能としては、刑法理論的には、①本来違法であって、非難・禁止に値する行為を処罰することにより、その違法性を確認するという考え方と②理論的には危険性を有する行為であり、処罰対象とすべきであるが、対象とされていない行為について、処罰することにより、非難・禁止すべきものと認識させるという考え方の2通りがある。特に、②の考え方については、刑罰が対策の前面に出ていくことにもなり、刑罰の謙抑性の原則も踏まえると、慎重に考えていく必要がある。

(4) 個人情報流出事案に即した刑罰の構成

個人情報の流出は、明確な故意によるものは少なく、過失によるものが大半を占める。また、いったん被害が発生した場合、その回復の可能性は低い。こうした個人情報流出事案に特有の事情を踏まえ、刑罰をどのように組み立てていくべきであるか。

住民基本台帳制度の信頼性を確保するため、住民基本台帳情報を扱う専門家には、その責務にふさわしい行為規制をかけた上で、行為規制にのっとらない行為に係る故意の責任を問うていくことが考えられる。専門家としては、善良なる管理者としての注意義務の下、適正に事務を遂行することにより、回避できる行為について、責任を問われる場合があるのは、やむを得ないことである。実際には、住民基本台帳情報の流出(不特定多数の者が認知できる状態に至らせること)という侵害結果を伴わなければ、刑事責任を科さない、あるいは軽微なものにとどめるということも考えられる。

もっとも、行為規制に反する行為を行った段階で責任を問うこと自体についての社会的な認識の定着度合いや委託先事業者(再委託先事業者を含む。)及び実際に処理に当たる従業者等を過度に萎縮させないことにも配慮すべきとの指摘もあり、さらに詳細な検討が必要である。

また、従業員が業務に伴って不法な行為をした場合に、委託先事業者(再委託先事業者を含む。)に対する刑罰について、どのように考えるか。①両罰規定を設けるのか、②むしろ、両罰規定ということでなく、直接に委託先事業者(管理者)そのものに対する刑罰として考えていくのか。この問題に

関しても、さらなる検討が必要である。

(5) 行政上の秩序罰による対応

また、罰則を検討する場合において、刑罰を導入するのではなく、行為規制に反する客観的な行為を認定することにより、行政上の秩序罰として、過料を科すこととする対応が考えられるところである。

行政上の必要性から、制裁措置を設けようとする場合、単純行為犯に対して科されるものであり、複雑な要件の認定が不要であることから、實際上、刑罰よりは円滑な運用が期待できる可能性が高く、一定の効果は得られると期待できる。

秩序罰の導入については、過料程度で持ち出しなど不適切な行為を抑制できるかということについて、現場で取り扱う者の職務意識に対して、防波堤としては弱いとの意見も見られるが、運用如何により、抑止効果を得られる場面も多いと思われる。

(6) 罰則に係る検討の総括

法律改正により、行為に規制をかけ、罰則を導入とした場合、その考え方は、以上のようなものになると考えられる。引き続き議論・検討を深める必要がある。

ここでは、これまでの議論の中での多様な意見を整理し、記述するにとどめる。

5 まとめ

3(1)で述べたように、法律改正によらない対応であっても、規範性を有する技術的基準の改正による対応に、運用上の工夫、市町村の現場での取組みや契約上の責任の追及などを組み合わせることにより、住民基本台帳情報に係る情報セキュリティについて、相当の向上が期待できると思われる。

他方、法律改正により対応するとすれば、住基法単独である場合には、住民基本台帳情報以外の個人情報と区別して法律上の特別な措置を講じる理由や必要性を明確にし、理解を得ていく必要がある。

また、個人情報全般について対応を講じる場合には、他の行政分野を含めた幅広い議論を要することになり、機敏な対応は困難となるおそれがある。

実務の立場からは、3(3)の対応に関しては、直ちに法律改正に進むので

はなく、地道に段階的に対応していくことが適当であり、個別具体の取組みを積み重ねることに力点を置くべきとの意見もある。

これらの事情を踏まえると、セキュリティ確保の重要性にかんがみ、まずは、迅速で速効性を有する対応をとることとし、規範性を有する技術的基準の改正（改正案のイメージは別添のとおり）による対応を通じて、市町村による取組みを徹底していくこととすべきである。法律改正については、これらの対応による実績・効果をも見きわめながら、さらに詳細な検討を行いつつ、本検討会における一定の整理・意見集約の上に立って、さらなる対応として取り組むこととすべきである。

また、こうした全国を通じた対応にとどまることなく、それぞれの市町村において、地域や事業者の状況に応じて、個人情報保護条例や同規則に必要な規定を設けるなど、独自に対応を強めていくことも望まれる。

(別添)

- 「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」(昭和六十一年二月四日自治省告示第十五号)の改正後のイメージ(案)

(注) このイメージ案は、検討会の議論に供された調整段階のもの(平成19年12月10日現在)であり、今後、検討及び審査が進められ、内容が精査されることとなる。また、第一から第九までは、基本的に節名を掲げるにとどめている。

第一 用語の定義

第二 住民記録システム運用に関する基本的事項

一 処理の種類等の決定

二 運用計画

第三 住民票の異動処理等

一 住民異動届の内容の審査

二 職権記録書の作成

三 届出書及び職権記録書の保存

四 端末機操作手引書の作成

五 住民票の調製

六 転出証明書の発行

七 転出証明書に準ずる証明書の発行

第四 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

一 住民基本台帳の一部の写しの作成

二 住民基本台帳の一部の写しの更新時期等

三 請求書等の保存

第五 住民票の写し等の発行

- 一 住民票及び除票の写しの発行
- 二 住民票記載事項証明書の発行
- 三 請求書等の保存

第六 磁気ディスクの管理

- 一 保管場所
- 二 磁気ディスクの適切な管理
- 三 更新、巻戻し等
- 四 消去又は廃棄
- 五 外部に委託して処理する場合の留意点

第七 作動停止時における事務処理体制

- 一 作動停止時における連絡方法
- 二 作動停止時における住民異動届等の保管方法
- 三 作動停止時における住民票の写し等の発行体制
- 四 支所、出張所等における作動停止時の事務処理体制
- 五 教育及び研修の実施

第八 住民記録システムに関する安全対策

- 一 体制の整備等
- 二 安全性及び信頼性向上対策
- 三 建物及び重要機能室並びにそれらの管理
- 四 電氣的及び機械的障害の防止等
- 五 水又は蒸気による障害の防止等

六 火災の防止等

七 地震対策

八 その他の障害の防止等

第九 住民記録システムの安全な管理等

一 入退室管理

二 ソフトウェア開発等の管理

三 住民記録システムの管理

四 端末機操作の管理

第十 外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置

一 委託先事業者の選定基準

(1) 選定の基準

住民記録システムの開発、変更、運用、保守等について、委託して処理する場合は、以下の点に留意して、事業者の安全性、信頼度等を確認し、委託先事業者を選定すること。

ア 委託しようとする事業者に関して、あらかじめ、経営の健全性、安定度、営業規模、営業地域等を調査すること。

イ 委託しようとする事業者の業務完遂能力に関して、委託する業務の内容に応じて、要員の技術力及び教育体制等のほか、個人情報保護措置及びセキュリティ確保のための措置の実施状況等について調査し、判断すること。また、損害賠償のための財務力及び社会的信用をき損する行為の有無等について調査し、これらの調査結果を総合して判断すること。

ウ 情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得状況等については、選定の際に考慮することが望ましいこと。

(2) 選定に際して確認すべき事項

委託しようとする事業者に対し、(1)イにおける調査結果を踏まえ、セキュリティ確保のための措置の内容を、あらかじめ、具体的に明らかにさせ、その内容について確認すること。

(3) 選定に際しての内部における審査及び承認の手続

委託して処理する業務の内容、委託する理由及び情報の保護に関する事項等について、あらかじめ、住民記録システムの関連部門の責任者から構成され、当該市町村の住民記録システムのセキュリティに関する審議を行う機関の審議を経て、

住民記録システムのセキュリティに関する統括責任者の承認を得なければならないこと。

二 委託先事業者等に対する遵守事項の説明

住民記録システムの開発及び保守等を、委託先事業者から再委託（再委託先から、さらに委託が行われる再々委託等を含む。以下同じ。）を受ける事業者を含めた委託先事業者等に対して、委託先事業者が遵守すべき事項及びそれらに係る機密事項について説明すること。

三 委託契約に規定し委託先事業者等に対して義務付ける事項

（１）委託先事業者における責任体制の明確化

委託先事業者に対して、当該委託契約に係るセキュリティ責任者を明確にするとともに、変更する場合の手続及び連絡方法について定めさせること。

（２）委託先事業者が確保すべきセキュリティ確保のための措置

委託先事業者が、一（２）において明らかにし、市町村長が確認したセキュリティ確保のための措置の内容を規定し、確実に履行させること。

（３）業務を処理する場所の指定

委託先事業者に対して、原則として、市町村の事務所内において当該委託業務を処理する場所を指定すること。委託先事業者が業務を処理する場所及び機器等は、市町村の事務室及び機器等と明確に区別すること。また、委託先事業者は、その管理下にある従事者に対して、当該委託先事業者が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章を着用させなければならないこと。

（４）業務従事者の特定

委託先事業者に対して、当該委託契約に係る業務従事者を明確にするとともに、変更する場合の手続及び連絡方法について定めさせること。

（５）データの適切な管理

委託先事業者に対して、市町村から提供した業務に係る原始資料及びその他の資料（入出力帳票、ドキュメント及び記憶媒体を含む。）について、以下のとおり、適切な管理を行わせること。また、（６）ただし書に基づき、市町村が承認した再委託に係る再委託先事業者についても、同様とすること。

ア 施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適正に管理させること。また、当該委託業務以外の用途に使用させないこと。

イ あらかじめ、市町村長の承認を受けて、業務を処理する場所として、市町村長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、データを定置された場所から持ち出させないこと。

また、承認は必要な条件を付して行い、データを持ち出す場合にあっては、

電子政府推奨暗号として政府が推奨する方法による適切なデータの暗号化処理又はこれらと同等以上のデータ保護措置を講じさせること。

ウ あらかじめ、市町村長の承認を受けて、業務を処理する場所での業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、データを複製、複写又は第三者に提供させないこと。

エ 委託業務終了時に、不要となったデータについては、遅滞なく市町村に返還するか又は、あらかじめ、市町村長が承認し、消去若しくは廃棄させること。消去若しくは廃棄を行う場合には、当該媒体に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を確実に講じさせること。

なお、市町村は、イ及びウの承認の基準及び手続を定めるとともに、委託先事業者がアからエまでに即しているかどうかを、定期的に確認すること。

(6) 再委託の制限

委託先事業者に対して、当該委託業務を第三者である別の事業者にも再委託させないこと。ただし、委託業務全体に大きな影響が生じない補助的業務について、あらかじめ、市町村長の承認を受けた場合においては、この限りでないこと。

再委託を承認しようとする場合は、委託先事業者にも、再委託して処理する内容、再委託する理由、再委託先事業者の名称、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者におけるセキュリティ対策並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を、具体的に明らかにさせること。

なお、市町村は、再委託の承認の基準を定めること。また、一（３）に準じて再委託の承認の手続を定め、当該手続を経て、再委託を行うこと。再委託先事業者に対する管理及び監督の手続及び方法について、具体的に再委託契約において規定させること。

(7) 業務実施状況の報告

委託先事業者に対して、業務の進捗状況、処理態様、処理の実績、処理に要した時間等について報告を求め、報告内容について確認すること。

市町村は、業務内容に応じて、あらかじめ、報告の時期、頻度、方法、報告事項等を定めること。

(8) 秘密の保持

委託先事業者に対して、委託契約終了後を含め、市町村が秘密と指定した事項及び当該委託契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨、徹底を図ること。

委託先事業者から、その従事者に係る秘密保持等に関する誓約書を提出させる等、秘密保持義務を遵守させるための必要な措置を講ずること。

なお、委託先事業者が要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合にも、同様の措置を講ずること。

(9) 従事者に対する教育及び研修の実施

委託先事業者に対して、当該委託契約の履行に必要な教育及び研修を行うよう求めること。また、委託先事業者が、その従事者に対して、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講ずるよう求めること。

(10) 契約内容が遵守されなかった場合における損害賠償又は履行代金の減額の請求

委託先事業者において、契約内容が遵守されなかったため、情報流出等の事件又は事故が発生し、被害が生じた場合には、当該委託先事業者に対して、損害賠償又は契約に規定した履行代金の減額を請求できるように規定すること。

(11) 市町村による監査及び検査

委託先事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託先事業者に対して、監査及び検査を行うこと。また、監査及び検査の結果に基づき、必要に応じ、委託先事業者に対して、改善要求等の措置を講ずること。

(12) セキュリティ事件又は事故の報告

委託先事業者において、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を報告させるようにすること。また、速やかに応急措置を講じさせた後、遅滞なく詳細な報告及び今後の対処方針を提出させること。当該事件又は事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、委託先事業者に対して、漏えい、滅失又はき損に係る個人情報の項目、内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに報告させ、必要な指示を行うこと。

委託業務に関して、セキュリティに関する事件又は事故等が発生した場合には、市町村において、適切な説明責任を果たすため、必要に応じ、当該事件又は事故内容等の公表を行うことについて、あらかじめ、委託先事業者と確認しておくこと。

四 委託先事業者等に対する監督

委託先事業者等に対し、当該委託業務に係るセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。また、委託先事業者等によるエラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

五 複数の事業者に委託する場合の分担範囲の明確化

住民記録システムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関わる場合は、各事業者が分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、事業者の間で業務処理上情報交換を密接に行えるよう必要な措置を講ずること。

参 考 資 料

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会開催要領

第1 目 的

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会は、住民基本台帳の電算処理に係る市町村の委託実態等を踏まえながら、住民基本台帳情報の取扱いに係る課題について、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

第2 構 成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座 長

- (1) 検討会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会メンバー名簿

(敬称略 50音順)

稲垣 隆一 弁護士

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

◎ 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

上川内朝子 全国連合戸籍事務協議会幹事長(品川区戸籍住民課長)

川田 琢之 筑波大学ビジネス科学研究科准教授

後藤 省二 三鷹市企画部ユビキタス・コミュニティ推進担当部長

○ 藤原 静雄 筑波大学法科大学院教授

※ ◎は座長、○は座長代理

(オブザーバ)

内閣府 国民生活局 個人情報保護推進室長

法務省 刑事局 参事官

総務省 行政管理局 個人情報保護室長

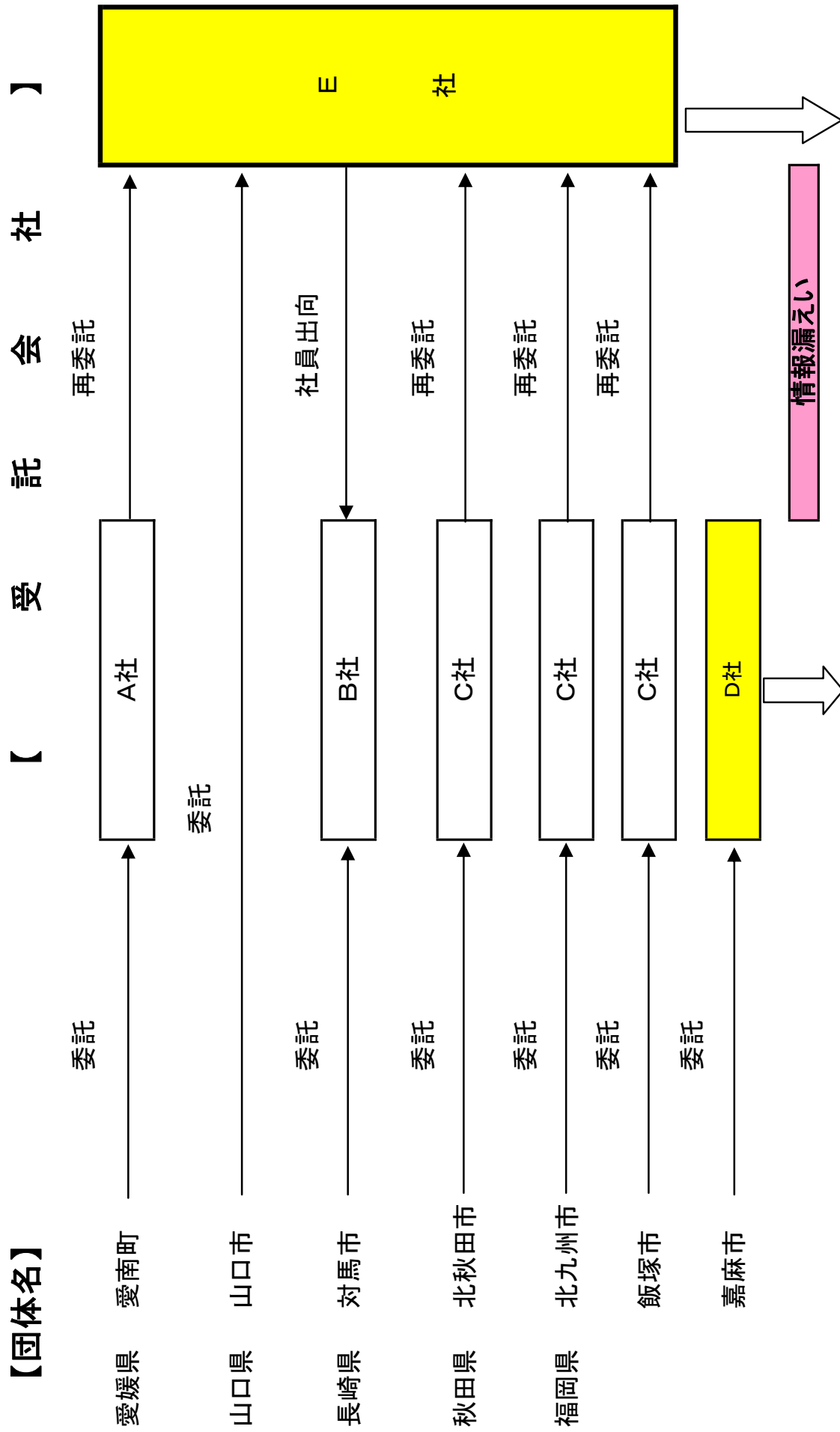
〃 自治行政局 地域情報政策室長

〃 〃 行政体制整備室長

検討会の審議経過

- 第1回検討会（平成19年6月27日（水） 17：40～19：30）
 - ・ 検討会の運営等について
 - ・ 全体説明
 - ・ 今後整理すべき論点についての検討とフリートーク
 - ・ ヒアリング団体の選定
- 第2回検討会（平成19年7月24日（火） 10：00～12：00）
 - ・ ヒアリング
 - ・ 論点について
- 第3回検討会（平成19年9月13日（木） 10：00～12：00）
 - ・ ヒアリング結果のまとめ
 - ・ 委託契約に係る地方公共団体の緊急点検結果等
 - ・ 論点の整理
- 第4回検討会（平成19年10月5日（金） 10：00～12：00）
 - ・ 論点の再整理
- 第5回検討会（平成19年10月29日（月） 13：00～15：00）
 - ・ 論点のとりまとめ
- 第6回検討会（平成19年11月26日（月） 10：00～12：00）
 - ・ 報告書素案について
- 第7回検討会（平成19年12月10日（月） 17：00～18：00）
 - ・ 報告書案について

今般の住民基本台帳情報流出事案等の全体像



※北九州市・飯塚市について
は個人情報に含まれていな
かった。(設計情報等)

E社の社員とD社の社員が、無断でデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を通じて情報が漏えいしたもの。
なお、社員と社員は同居しており、自宅パソコンを共用していたもの。

漏えいデータ等の概要

＜平成19年6月25日17:00現在＞

団体名	流出件数	個人特定可能件数	契約関連
愛媛県 愛南町	住基情報(住所・氏名・生年月日・転入転出情報等) 68,426件 (うち住民票コード 33,773件) 国民年金情報(基礎年金番号・納付記録等) 35,816件 老人保健情報(受給者番号等) 13,959件 口座情報(公営住宅入居者) 287件 選挙(資格の有無等) 24,355件 合計:延べ142,843件	54,850人分 (左記の住基情報中、氏名・生年月日・性別・住所を含むもの。転出者、死亡者及び法人含む)	契約:合併に伴うデータ移行 契約違反:無断再委託、業務終了時のデータ返還・廃棄の不徹底
山口県 山口市	給与報告書データ(漢字氏名・カナ氏名) 4,293件 固定資産税共有代表者データ(漢字氏名・性別・生年月日等) 3,947件 固定資産共有者画面データ(漢字氏名・住所等) 12件 平成16年度引落口座データ等(口座番号・口座名義人(カナ)等) 6,824件 平成15・16年度住民税賦課データ など 合計:延べ262,437件	延べ15,076人分 (同一人物が特定できないデータがある。)	契約:合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち出し、業務終了時のデータ返還・廃棄の不徹底
長崎県 対馬市	公営住宅保証人(氏名、住所、電話番号、間柄) 延べ1,132件 実数1,074件 公営住宅入居人(住所、氏名) 152件 氏名、住所、生年月日を含むデータ 128件 合計:延べ1,412件	1,354人分	契約:合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち出し、業務終了時のデータ返還・廃棄の不徹底
秋田県 北秋田市	住民票コード 41,351件 印鑑登録情報 24,433件 住民情報(氏名・住所・性別等) 1,962件 など 合計:延べ117,022件	711人分 (住所・氏名等が記載されており、一見して個人が識別できるもの。)	契約:合併に伴うデータ移行
福岡県 嘉麻市	軽自動車税の課税データのうち、 ・住所、氏名、生年月日、車種、車体番号を含むものが14件で 実数10名 、内1名死亡。 ・市が任意に付番した個人番号、車名、車体番号、年式、登録年月日等を含むものが、 平成18年度分 8,109件、平成17年度分 7,590件、平成16年度分 6,793件、異動履歴 5,463件 合計:延べ27,969件	10人分	契約:合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち出し、業務終了時のデータ返還・廃棄の不徹底

※なお、福岡県北九州市・飯塚市については、個人情報漏えいはなかった。

愛南町事案の概要

平成19年6月22日時点

1 流出の経緯

愛媛県愛南町の合併時(H16.10.1)のデータ統合の際に再委託を受けた会社の従業員が、無断でデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存(H17.8)したところ、自宅パソコンからH17.9にインストールしたファイル交換ソフト「Winny」を通じて情報が流出したもの。H19.4.30にウイルスに感染したことによりWinny上に情報が公開された状態となり、H19.5.16に愛南町が情報漏えいを発表。

※ 同じ自宅パソコンから、北秋田市等の情報も流出。

2 流出が確認された情報

- ① 住基情報
:住所、氏名、生年月日、性別、転入転出等の履歴、住民票コード
- ② 国民年金情報
:基礎年金番号、加入種別、取得日、喪失日、納付記録等
- ③ 老人保健情報
:受給者番号、取得日、喪失日、被保険者保険情報等
- ④ 口座情報
:公営住宅入居者(旧城辺町分)の口座情報
- ⑤ 選挙情報
:選挙資格(資格有無、登録日、抹消日)

3 流出したデータの件数

種別	旧内海村	旧御荘町	旧城辺町	旧一本松町	旧西海町	合計
住基情報(※)	3,490	14,781	21,830	20,870	7,455	68,426
(うち住民票コード)	(2,582)	(10,531)	(10,453)	(5,308)	(4,899)	(33,773)
国民年金情報	1,306	6,500	7,139	6,297	14,574	35,816
老人保健情報	723	2,941	3,164	3,300	3,831	13,959
口座情報	0	0	287	0	0	287
選挙情報	0	11,835	12,520	0	0	24,355
合計	5,519	36,057	44,940	30,467	25,860	142,843
個人が識別できる人数(※)	3,490	14,781	21,830	10,650	4,099	54,850

※ 住基情報及び個人が識別できる人数については、転出者及び死亡者を含む。
また、旧城辺町及び旧一本松町の住基情報及び個人が識別できる人数については、法人を含む。

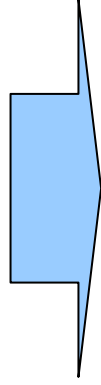
4 委託業者への対応 対応経費(人件費・通信費等)の請求を検討中。

住民基本台帳制度について

○ 住民基本台帳法は、住民に最も身近な市町村において住民記録を元に簡素で統一的な事務ができるよう、昭和42年に制定されたもの。

- ・ 住民の居住関係の公証
- ・ 選挙人名簿の登録その他の住民の住所に関する事務の処理の基礎

- ・ 住民に住所に関する届出等の簡素化
- ・ 住民に関する記録を正確かつ統一的行う



・住民の利便性の向上

・国及び地方公共団体の行政の合理化



○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

住民基本台帳に記載された情報の主な特徴

- 住民個人の同一性を明らかにする基本的な情報であること
- 住民の居住関係を公に証明するものであること
- 市町村が行う各種の行政事務処理に使用されていること
- 市町村が住民基本台帳法に基づき、住民からいわば義務的に収集している情報であること
- 住民票に記載されている情報のうち、住所は、ドメスティック・バイオレンスの被害者やストーカー行為の被害者等にとっては、明らかになると不都合になる場合があること
- 住民票コードについては、告知要求制限や民間利用の禁止が規定されており、制度的に保護された情報であること
- 住民基本台帳については、ほぼ全ての市区町村において電算化されており、基本的には磁気ディスク等により管理されているものであり、ひとたび流出すると回復不能な被害が生じること
- 近年、個人情報保護に対する意識の高まり等を踏まえ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付について、法改正を行い、市町村長が正当と認めた場合に限り、閲覧や交付が認められることとなったこと（偽りその他不正の手段により住民票の写しの交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処することとなったこと）

ヒアリング結果概要

(市町村) (4 団体)

ヒアリング事項		回答内容の概要
1	セキュリティ確保のための措置の規定の有無	・条例・セキュリティポリシーで確保措置を規定し、これらの規定を踏まえ、具体的に遵守すべき事項を契約の中で規定している。
2	セキュリティ基準遵守のためのチェックの状況	・立ち入り調査の権限は有するものの、実際には行っていないなど、チェックは必ずしも十分に行われているとは言えない。
3	データ統合などの電算処理業務を市町村職員が直接処理する可能性。	・専門性及び効率性の観点から困難としている。
4	委託先選定基準の内容	・認証取得などのセキュリティ対策の状況・サポート体制などを考慮し、決定。 ・地域によっては、事実上事業者を選択する余地がない場合もある。
5	データ処理の場所	・市町村が指定する場所(庁舎内)で行うことが原則。 ・例外的に事業者の作業所で処理することもある。 ・契約に明示していることが通常だが、個別に取り決める場合もある。 ・作業員の自宅等における処理は認められていない。
6	作業場所の管理	・契約上規定されている職員による立ち会いが行われている。 ・人員配置の問題や實際上目視できるため、立ち会いを行っていない場合もある。 ・深夜帯などは立ち会わないこともある。 ・厳格な入退室管理が通常。実態的に把握できるとして、厳格に行っていない場合もある。
7	作業員の特定	・作業予定者の事前通告や社員証による確認による。 ・上記の確認は、契約に定められている場合とない場合がある。
8	データのコピーや持ち出しに関する規制の有無、規制の方法。	・個人情報保護条例や契約により規制している。 ・操作ログ記録の確認によりチェック。
9	委託業務終了後のデータの返還・抹消の確認の方法。	・契約上、業務終了後データの返還や廃棄が定められている。 ・報告書による市町村への通知。
10	電算処理業務における再委託の有無、再委託業者に対する管理の方法。	・再委託は行われていない。(2 団体) ・保守業務などベンダーで対応できない場合があるため再委託を前提に契約を行っている。 ・再委託を行う場合は、事前申請を要する。 ・再委託業者の管理は、基本的に委託業者が行う。

11	電算処理業務における派遣職員活用の有無、派遣職員の管理の方法。	・派遣職員は活用していない団体が多い。 ・活用している団体（ＳＥの派遣の例あり）は、職員立ち会いのもと作業。入退室管理簿、ＩＣカードによる管理。鞆等の持ち込みは禁止。
12	委託業者による派遣職員活用の有無。	・活用していない団体が多い。 ・活用している団体は、派遣元の身分等を明確にし、業務内容、体制の報告を受領。
13	電算処理業務の再委託を全面的に禁止した場合の影響。	・特に問題ないとする団体もあるが、地理的な条件から大企業に限ると迅速なサービスが受けられなくなる可能性があるという団体もあった。 ・上記のような場合でも、大企業と地元企業が企業組合（ＪＶ）を作って契約の主体となれば有効。
14	条例、契約違反の場合のペナルティなどについての条例、契約等の規定	・個人情報保護条例における罰則。 ・損害賠償については、契約上で規定。 ・入札参加資格の停止措置。
15	その他	・委託業者の作業内容を職員がチェック・記録することをルール化するのは、職員の知識、技術を考えると一般的に困難。 ・外部委託を行う場合、セキュリティ監査やシステム監査は必要と考えているが、財政面の問題もあり、なかなか難しい。 ・データ持ち出しの際の暗号化は必要と認識。ただし、委託コスト、データ破損の可能性等の考慮が必要。

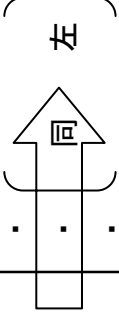
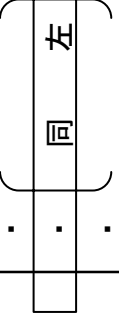
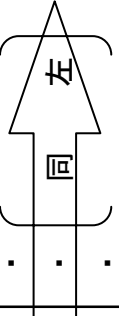
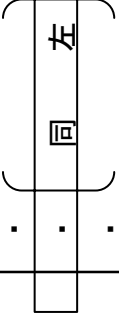
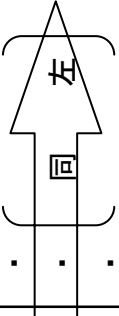
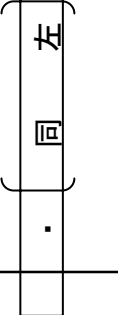
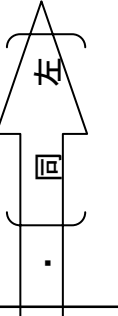
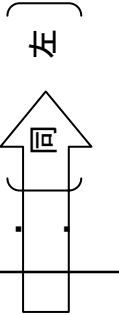
(ベンダー)

ヒアリング事項	回答内容の概要
1 システム開発やデータ処理等の委託（請負）業務実施に当たり、情報セキュリティの確保、特に個人情報保護の観点から遵守すべき事項を定める社内規程の内容。	・ 社内の情報の取扱いを定めた情報管理規程の下に、個人情報に関する個人情報管理規程等を規定。
2 契約締結から契約に基づく個々の業務実施、完了確認に至るまで、1の社内規程はどのように反映されているのか。	・ 契約締結に際しては、顧客情報安全確保のための基本条項（作業場所からの情報持出の禁止、秘密保持等）を盛り込んでいる。 ・ 作業を行うメンバーへの教育、作業場所の指定、当該作業場所への入退出管理、データへのアクセスコントロール等を行っている。
3 市町村合併に伴うデータ移行を行う場合の人員等の作業体制。	・ 地方公共団体の規模や移行作業の期間によって異なる。
4 市町村との業務の受託又は請負業務に関する契約は、支社、支店において行うのか。その際の契約の責任主体。	・ 市町村との契約は、支社、支店で行っている。契約の責任主体は、法人としての会社。
5 支社、支店の契約締結、業務実施に当たり、上記の社内規程の遵守についての本社のチェック体制。子会社、関連会社の場合はどうか。	・ 支社・支店の契約についても、社内規程によりチェック、又は本社スタッフとの連携によりチェック。 ・ 契約の主体が関係会社の場合はそれぞれの規程による。ただし、会社本体から委託している場合は、会社本体の規程による。 ・ 子会社・関連会社については、自主点検を行うよう指導。本社からの委託の場合は、立ち入り監査を行う。
6 作業場所の確保方法。	・ 個人情報を取り扱う作業を実施する場合は、顧客の側で作業場所を確保。
7 庁舎内で作業ができない場合の作業場所。	・ 個人情報を取り扱う作業を実施する場合は、庁舎内作業とする。 ・ 顧客と同意の上、セキュリティの確保される場所で行う。
8 作業を管理している者	・ 幹部職員又は管理職員。
9 作業員を特定するための対策	・ 作業員名簿を顧客に提示し、顧客の入退室管理のもと作業を実施。
10 データが過失等により流出した場合における被害を縮小するため、データの暗号化などの対策を行っているのか。行っている場合、どのような	・ 原則として顧客先で作業を実施し、個人情報は持ち出さないこととしているが、どうしても持ち出しが必要な場合は、個人が特定できないよう顧客において加工。 ・ データの暗号化の措置。

	対策か。	
11	データの移行作業に伴い、データのバックアップは頻繁に行われているのか。データのバックアップを制限することについてどのように考えるか。	・作業のスケジュール等個々の状況によって、データのバックアップの頻度は変わる。 ・顧客先で作業を実施しているため、バックアップ作業の制限は行っていない。 ・データ保全の観点からバックアップの制限は難しい。
12	委託業務終了後のデータの返還・抹消の確認はどのように行っているか。	・顧客の立ち会いのもと返却又は消去を行う。
13	再委託、再々委託は一般的に行われているのか。協力会社に応援を頼んだり、協力会社から派遣社員を受け入れることは一般的に行われているのか。	・基本的には顧客との契約による。
14	再委託する場合、情報セキュリティの確保、個人情報保護の観点から再委託先の要件等についての定めがあるのか。	・顧客との契約にもよるが、基本的に会社の責任で請け負っている場合、会社として委託先にも同様の情報管理を義務付けた契約を締結。委託先に対しても、教育や情報セキュリティ監査を実施。 ・教育については自社従業員に対するものと同様
15	再委託、再々委託を禁止した場合に生じる問題。その場合、どのような対応をとることが考えられるか。	・再委託禁止となった場合、人員の問題により、請け負えない場合が発生する可能性がある。 ・地場産業振興の観点からの地場のIT企業との協業が行いにくくなる。 ・コンソーシアム形式の契約か、業務を細分化して、業務単位で個別に契約を行うこととなるが、顧客にとっては煩雑な事務が発生する。

データ形態・作業形態と流出防止に必要な対応に係る整理表

(一般的に想定される主な対応を掲げたもの)

データ形態・媒体 作業の形態	特殊なデータ形式	一般的に判読できるオープン システムによるデータ形式	紙媒体
庁舎内（電算室等）における処理 ↓	・ 作業員の特定 ・ 作業場所における入退室管理 ・ 職員の立ち会い	・ 	・ 作業員の特定 ・ 公用文書の適正管理
データ持ち出し ↓	・ 持ち出しの承認 ・ 作業場所の把握 ・ 移動時のデータ保護の確認	・  ・ データの暗号化処理	・ 
外部委託先における作業 ↓	・ 作業員の特定 ・ 作業場所の管理の確認 ・ 複製・複写の禁止	・ 	・ 
データの返還・廃棄 ↓	・ 返還・廃棄の確認	・ 	・ 
(再委託した上での処理)	・ 再委託の承認 ・ 再委託先作業員の特定	・ 	・ —

総 行 情 第 4 2 号
平成19年5月25日

各都道府県知事 殿
(個人情報保護対策担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(個人情報保護対策担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官

外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について

各地方公共団体が保有する個人情報保護については、これまでも重ねて適切な取扱いをお願いしてきたところですが、依然として、個人情報が漏えいする事案、特に、個人情報の取扱いを外部に委託した場合に外部委託先や再委託先から個人情報が漏えいする事案が見受けられます。

また、先般、地方公共団体からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフト「W i n n y」を介して全住民の個人情報が漏えいするという大変遺憾な事案が発生しました。

このような事案の発生は、住民の行政に対する信頼を損なうものであり、再発防止のため徹底した対策を実施することが必要です。このため、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策について、以下の措置を含め、積極的に推進して頂きますようお願いします。

- ・個人情報保護条例の罰則対象に受託業者を追加
- ・契約に違反した場合に、受託業者に対し、厳正な措置（違約金・損害賠償請求、契約解除、入札参加資格の制限等）を実施
- ・受託業者に対する監督（報告徴収・立入検査等）を強化
- ・個人情報保護を徹底するための契約事項の見直し

また、管内市区町村にも周知していただき、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関し、必要な助言、情報の提供等に努められますようお願いします。

各都道府県 情報セキュリティ対策担当部長 殿

各都道府県 市区町村行政担当部長 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長

個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び遵守状況の緊急点検について（依頼）

地方公共団体が保有する個人情報の取扱いに係る外部委託については、平成19年5月25日付け総行情第42号「外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について」等により、徹底した個人情報漏えい防止対策として、個人情報保護条例の罰則対象への受託業者の追加、契約に違反した受託業者に対する厳正な措置、受託事業者に対する監督の強化、個人情報保護を徹底するための契約事項の見直し等をお願いしているところです。

上記通知においてお知らせした情報漏えい事案においては、①業務の委託先事業者による無断での再委託、②従業員によるデータの無断持ち出し、③委託業務終了後のデータの返還・廃棄の不徹底という問題があったと考えられます。

そこで、今後同様の事案が他の地方公共団体においても発生することを未然に防止するため、貴団体及び貴管内市区町村における個人情報の管理に係る外部委託契約の内容及び遵守状況に関し、下記により、緊急点検を行っていただき、点検の結果不備が明らかとなったときは、早急に改善措置を講じるようお願いいたします。

なお、市区町村において点検される際は、情報セキュリティ対策部局は、住民基本台帳担当部局などの他部局と十分に連携をとっていただくようお願いいたします。

今回の点検の結果等を受けて、今後必要な対応及び点検等をお願いする予定ですので、予めご了承願います。

記

1 点検対象

地方公共団体が保有する個人情報の取扱いに係る電算業務の外部委託契約であって、契約の始期を問わず、平成18年度及び平成19年度において、業務終了した又は業務継続している契約

2 点検事項

（1）契約書の点検

外部委託先事業者との間の契約書において、以下の事項が明記されているか。

- ① 再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認）
- ② 作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）
- ③ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け

（2）遵守状況の点検

（1）（契約書上の明記）にかかわらず、外部委託事業者（再委託している場合は、②、③について再委託事業者を含む。）によって上記事項が実際に遵守されているか否か。

（3）点検方法等

遵守状況の点検は、受託会社から報告書を提出させる等、適切な方法により実施して下さい

い。また、②、③については、受託会社において、再委託先の従業員も含め、受託業務に従事した全ての従業員に対し直接確認する等、適切な方法により調査するよう指導して下さい。

3 報告期限

貴団体において、貴管内市区町村における点検状況を別紙報告票によりとりまとめの上、平成19年6月27日（水）までに下記担当あて、e-mailにて、ご回答願います。

なお、その際には、住民基本台帳担当部局と十分に連携の上、ご回答願います。

各都道府県 情報セキュリティ対策担当部長 殿

各都道府県 市区町村行政担当部長 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長

個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び
遵守状況の緊急点検の調査結果について（通知）

標記緊急点検につきましては、平成19年5月25日付け総行情第43号により調査をお願いしたところですが、今般、その調査結果を下記のとおりとりまとめましたので通知します。

各地方公共団体におかれましては、本調査結果を参考に、引き続き、外部委託契約における情報セキュリティ確保に努めていただきますようお願いいたします。

また、この旨、貴管内市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1 調査結果

（1）契約書の点検

外部委託先事業者との間の契約書において、以下の事項が明記されているか。

- ① 再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認）
- ② 作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）
- ③ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け

上記①～③の各々について、契約書上明記のない契約が一つでもあった地方公共団体数及び割合※は以下のとおりである。

【 都道府県 】

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ①再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認） | 32団体（68%） |
| ②作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止） | 41団体（87%） |
| ③委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け | 36団体（77%） |

【 市町村 】

- | | |
|---------------------------|------------|
| ①再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認） | 463団体（25%） |
| ②作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止） | 787団体（43%） |
| ③委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け | 606団体（33%） |

（2）遵守状況の点検

（1）（契約書上の明記の有無）にかかわらず、外部委託事業者（再委託している場合は、②、③について再委託事業者を含む。）によって上記事項が実際に遵守されているか否か。

上記①～③の各々について、外部委託事業者において遵守されていない事例が一つでもあった地方公共団体数及び割合※は以下のとおりである。

※ 全都道府県（47団体）及び全市町村（1,827団体）のそれぞれに占める割合。

<委託先の状況>

【 都道府県 】

①再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認）	23団体（49％）
②作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）	8団体（17％）
③委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け	8団体（17％）

【 市町村 】

①再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認）	154団体（ 8％）
②作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）	93団体（ 5％）
③委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け	103団体（ 6％）

<再委託先の状況>

【 都道府県 】

②作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）	4団体（ 9％）
③委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け	4団体（ 9％）

【 市町村 】

②作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）	55団体（ 3％）
③委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け	56団体（ 3％）

2 見直し状況

調査結果が示すとおり、「（１）契約書の点検」において不備があった団体の割合に比して、「（２）遵守状況の点検」において不備があった団体の割合は大幅に低下しており、多くの団体においては、契約書上上記①～③のいずれかが明記されていない契約であっても、事業者に対して指示・確認等を行うなど運用上の取組によって①～③が遵守されてきたのがこれまでの状況であったと考えられる。

しかしながら、運用上これらが遵守されている場合であっても、外部委託契約における個人情報保護の実効性を確保するためには、契約書の見直し等所要の改善策を図ることが必要である。

本緊急点検を受けて、契約書上の不備があった団体においては、契約書の見直し等の改善を行った、また、外部委託事業者による遵守に不備があった団体においては、速やかにその改善を行った等の報告を受けているところである。各地方公共団体においては、今後、これらの徹底を図ることが必要である。

3 総務省の今後の施策

総務省地域情報政策室では、本調査結果を踏まえ、地方公共団体における外部委託管理のあり方について調査研究を行い、今年度中に報告書等としてとりまとめることとしている。

総 行 市 第 9 2 号
平成19年5月25日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

住民基本台帳における個人情報保護の対策について

住民基本台帳における個人情報保護の徹底については、これまでもお願いしてきているところであります。しかしながら、先般、複数の地方公共団体からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフト「W i n n y」を介して、国民年金情報や老人保健情報などを含む個人情報が流出しました。とりわけ、ある地方公共団体においては、市町村合併に伴って、各団体が個別に整備したシステムにかかるデータを移行するに際して、ほぼ全住民の住民票に記載されている情報が、住民票コードも含め流出したところであり、誠に遺憾であります。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第36条の2の規定により、市区町村長のみならず、市区町村長から住民基本台帳に関する事務の処理の委託を受けた者は、住民基本台帳に関する事務の処理に当たっては、住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされています。

各市区町村においては、個人情報保護に万全を期する必要があるため、下記事項について、必要な措置を講じられますようお願いいたします。

なお、貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村にこの旨周知されるとともに、その徹底を図られますようお願いいたします。

記

- 1 住民基本台帳について各市区町村が個別に整備したシステムの電子計算機処理等を委託している場合にあつては、委託先事業者による無断での再委託や、従業員による

データの無断持ち出しが行われていないか、委託業務終了後のデータの返還やデータの廃棄が徹底されているかなどの観点から、外部委託契約の内容及び遵守状況の再点検を実施するとともに、必要に応じて適切な措置を講じられたいこと。

なお、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底については、別添のとおり、総務省大臣官房総括審議官から通知（平成19年5月25日総行情第42号）がなされ、また、総務省自治行政局地域情報政策室長からも通知（平成19年5月25日総行情第43号）がなされているので、住民基本台帳担当課においては、個人情報保護対策担当課と連絡調整をしながら、対応されたいこと。

2 今回の事案は住民票コードを含む個人情報が流出したものであるが、自己の住民票コードについては、住民基本台帳法第30条の3に基づき、何人でも記載の変更を請求することができる場所であり、当該制度について住民へ周知徹底を図られたいこと。

3 合併市町村においては、合併時の旧市町村からのシステム移行に関しても、遺漏なきよう再点検を行い、必要に応じ適切な措置を講じられたいこと。

4 今回の事案は、各市区町村が個別に整備したシステムから個人情報が流出したものであり、住民基本台帳ネットワークシステム自体からの個人情報の流出ではないが、上記1の再点検と合わせて、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報保護についても、重ねて万全を期するよう対応されたいこと。

なお、都道府県においても、市区町村同様、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報保護について、万全を期するよう対応されたいこと。

総 行 情 第 47 号
平成 19 年 6 月 1 日

各都道府県個人情報保護対策担当部長 殿
各都道府県市区町村行政担当部長 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長

外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関する対応及び留意事項

外部委託に伴う個人情報の漏えいについては、先般、ファイル交換ソフト「W i n n y」を介して全住民の個人情報が漏えいするという大変遺憾な事案の発生を受けて、平成 19 年 5 月 25 日付け総行情第 42 号「外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について」により、防止対策の徹底を各地方公共団体をお願いしたところであります。

これまで総務省においては、外部委託に関する条例及び運用上の取り扱いについて、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成 15 年 6 月 16 日付け、総行情第 91 号）及び「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成 18 年 9 月版）により各地方公共団体に対し対応をお願いしてきたところですが、今回の事案を踏まえ、外部委託に伴う個人情報の漏えい防止対策として必要と考えられる対応及び留意事項を別添のとおり取りまとめましたので、各地方公共団体におかれては、これらの資料を併せご参照頂き、個人情報保護条例や契約事項の見直し、受託業者に対する監督の強化等に取り組まれますようお願いいたします。

また、管内市区町村にも周知していただき、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関し、必要な助言、情報の提供等に努められますようお願いいたします。

「地方公共団体における個人情報保護対策について」(総行情第91号平成15年6月16日)における外部委託関係の記述 第3 個人情報保護条例の制定又は見直しに当たったの留意事項 4 外部委託に関する規制 地方公共団体が個人情報の取扱いを外部に委託しようとする場合には、委託先において個人情報の漏えい等の問題が生じないようあらかじめ適切な措置を講じておくことが必要である。従来、個人情報の外部への漏えい等に関する事案の多くが、委託先からのものであったことから、外部委託に関する規制を設けることは重要である。このため、個人情報保護条例に、個人情報の保護に関して必要な事項を委託契約に盛り込むことを義務付ける等、委託先においても個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずることを当該地方公共団体に義務付ける等の規定を設けることとすべきである。 また、受託者又は受託者であった者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の安全確保について当該地方公共団体と同様の義務を負い、個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、受託事務従事者又は従事していた者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の保護について当該地方公共団体の職員又は職員であった者が負う義務と同様の義務を課す旨の規定を設けることが適当である。	今回の情報漏えい事案を踏まえ、必要と考えられる対応及び留意事項 平成18年4月1日現在において、個人情報保護条例を制定している地方公共団体において、当該条例に外部委託時の規制に関する規定を設けている割合は次のとおりである。 ・個人情報保護条例に受託業者等の責務規定(外部に情報の処理を委託する際、受託業者又は受託業務に従事する者に対し、個人情報の漏えい等の個人情報の保護に必要な措置を講ずる義務を課す規定)を設けている団体は、条例制定団体の91.4%である。 ・個人情報保護条例に契約等によるデータ保護の確保措置(地方公共団体が受託業者に対し、契約等により個人情報保護を講ずるため必要な措置を講ずるよう義務づける規定)を設けている団体は、条例制定団体の76.9%である。 ・個人情報保護条例に上記のいずれかの規定を定めている団体は、条例制定団体の97.3%である。 個人情報保護条例にこれらの規定を設けていない地方公共団体においては、早急に規定を設けることが望まれる。また、既に規定を設けている場合には、受託業者に対し、個人情報保護条例上の義務について十分に説明し、受託業務の従事者(再委託先を含む)に理解させるよう求める必要がある。
6 罰則 一般に、職員等の責務の履行の確保は、服務規律の確立、厳正な個人情報の取扱いの徹底等によることが基本となるものである。しかしながら、行政機関法においては、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、以下のような罰則を規定しているところである。 ①行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する(第53条)。 ②行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(第54条)。 ③行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(第55条)。 このような国における法整備の状況を踏まえ、各地方公共団体においても、関係機関と協議の上、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい	平成18年4月1日現在において、個人情報保護条例を制定している地方公共団体において、当該条例に受託業者等を対象とする罰則規定(受託業者又は受託業務に従事する者が守秘義務等の規定に違反した場合等に受託業者又は行為者若しくは代表者等に罰則を科する規定)を設けている割合は、59.0%にとどまっている。 個人情報保護条例に受託業者等を対象とする罰則規定を設けていない地方公共団体においては、早急に関係機関と協議の上、条例に罰則を設けることを検討することが望まれる。また、既に罰則を置いている場合には、受託業者に対し、個人情報保護条例上の罰則について十分に説明し、受託業務の従事者(再委託先を含む)に理解させるよう求める必要がある。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成18年9月版)における外部委託契約関係の記述	今回の情報漏えい事案を踏まえ必要と考えられる対応及び留意事項 (注) 以下は、対策を網羅したものではないことに留意願います。 外部委託に際して取るべき情報セキュリティ対策は、取り扱う情報の重要性和リスクの大きさを勘案して適切な水準のものとする必要はあるが、依然として外部委託先からの情報漏えい事案が発生していることに鑑み、個人情報情報の取扱いを外部に委託する場合には、厳格な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。
3. 7. 4. 外部委託 【趣旨】 情報システムの外部委託を行う際は、各団体に直接管理する場合に比較して情報漏えい等のリスクが増大する。実際にも外部委託事業者からの情報漏えい等の事案が多数発生している。このような事案を防止するために、情報セキュリティを確保できる委託先を選定し、契約で遵守事項を定めるとともに、定期的に対策の実施状況を確認する必要がある。 このことから、情報セキュリティ確保上必要な事項について規定する。 なお、個別団体が単独で外部委託する場合だけでなく、共同アウトソーシングやASPサービスの利用の形態等により地方公共団体が共同で外部委託する場合にも対策を行う必要があることに留意する。	【例文】 (1) 外部委託先の選定基準 ① 情報セキュリティ管理者は、外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。 ② 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況等を参考にして、事業者を選定しなければならない。【推奨事項】 (2) 契約項目 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託事業者との間に必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。 ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・ 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・ 提供されるサービスのレベルの保証 ・ 従業員に対する教育の実施 ・ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・ 業務上知り得た情報の守秘義務 ・ 再委託に関する制限事項の遵守 ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・ 市による監査、検査 ・ 市による事故時等の公表 ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

(3) 確認・措置等 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、(2) の契約に基づき措置しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じて最高情報統括責任者に報告しなければならない。	(解説) (1) 外部委託先の選定基準 外部委託事業者を選定するに当たっては、情報セキュリティ上、重要な情報資産を取扱う可能性があることから、技術的能力、信頼性等について考慮して、情報セキュリティ対策が確保されることを確認する必要がある。 (注1) これらの選定方法については、「公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン(平成15年3月 総務省)」を参照されたい。 また、外部委託事業者の選定に当たり、事業者の情報セキュリティ水準を評価する際には、国際規格の認証取得状況等を参考にして決定することが望ましい。 (注2) 現在の最新の規格である ISO/IEC27001 については、財団法人 日本情報処理開発協会のホームページ (ISMS 適合性評価制度) を参照されたい。 (2) 契約項目 外部委託事業者に起因する情報漏えい等の事案を防ぐため、各団体で実施する場合と同様の対策を当該委託事業者に実施させるよう必要な要件を契約等に定める必要がある。以下に示す項目について、委託する業務の内容に応じて明確に要件を規定することが必要である。 ① 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 外部委託先要員に対して、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順について、委託業務に関係する事項を遵守することを定める。 外部委託事業者には、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順のうち、委託業務に関係する事項を十分に説明し、委託業務への従事者(例外的に再委託を承認している場合には、再委託先の従事者を含む)に理解させるよう求めることが必要である。特に、情報漏えい防止のため、再委託の制限、情報の無断持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、私用パソコンの使用禁止その他の措置について、確実に説明し、受託業務の従事者全員に理解させることが必要である。 また、個人情報保護条例、特に外部委託事業者及び従事者に課された義務、罰則についても十分説明し、受託業務の従事者全員に理解させることが必要である。 ② 外部委託事業者の責任者、委託内容、作業所、作業場所の特定 外部委託事業者の責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合の手続きを定めておき、担当者の変更を常に把握できるようにする。また、作業場所を特定することにより、情報資産の紛失等を防止する。 ③ 提供されるサービスのレベルの保証 通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じて、 個人情報情報の取扱いを外部委託する場合には、作業場所を庁舎内等指定する場所に特定し、業務の従事者が外部に情報を持ち出すことを防止する措置(入退室管理、パソコンや外部記録装置の持込・持出の禁止、例外的に情報の外部持ち出しを認める場合の承認手続き、私用パソコンの禁止等)を確認することが必要である。
--	--

④ サービスレベルを保証させる。 従業員に対する教育の実施 外部委託事業者において、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従業員に対し教育を行うように規定しておく。 ⑤ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 外部委託事業者者に提供した情報について、不正な利用を防止させるために、業務以外での利用を禁止する。 ⑥ 業務上知り得た情報の守秘義務 業務中及び業務を終了した後も、情報の漏えいを防止するために、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない旨を規定する。 ⑦ 再委託に関する制限事項の遵守 一般的に、再委託した場合、再委託先のセキュリティレベルは下がることが懸念されるために、再委託は原則禁止する。例外的に再委託を認める場合には、再委託先の業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しななければならない。 ⑧ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 委託業務終了時に、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについて明確に規定する必要がある。委託終了後の取扱いを明確にすることにより、不要になった情報資産から情報が漏えいする可能性を下げる。 ⑨ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるようにすることが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。連絡網には、職員の個人情報記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 ⑩ 市による監査、検査 外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監査、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 ⑪ 市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確認しておく。 ⑫ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。	従業員に対する教育は、受託業務の従事者全員に対し定期的に行わせることが必要である。また、その内容が十分であるか、特に情報漏えい防止のため、必要な教育がおこなわれていることを確認することが必要である。また、必要に応じ、委託事業者に対し、従業員より守秘義務や情報漏えい防止に関する誓約書を求める。 また、退職者から情報が漏えいすることを防ぐため、退職時に情報の返却・廃棄等を確認することを求め、必要に応じ、退職者から退職後の守秘義務等に関する誓約書をとることを求める。 例外的に再委託を許可する場合においても、再委託の契約内容において、ここに定める事項と同等の内容が含まれていることや外部委託事業者による再委託先の監督体制、再委託先における情報セキュリティ対策が十分にとられており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認することが必要である。 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等を徹底させるため、必要に応じ委託業務終了時に委託先業者に点検させ、返還、廃棄等が完了したことの報告を求める。 例外的に再委託を承認する場合には、地方公共団体が再委託先にも直接監査や検査を行うことができるとを定めておくことが必要である。 受託事業者が情報漏えい等の事故発生又は事故発生のおそれがあることを発見した場合には、速やかに報告させることについても契約書等により確認しておく。 情報漏えい等が発生した場合にも損害額算定に困難が伴うことを踏まえ、予め違約金を定めておく法もありえる。
--	--

(注3) 外部委託事業者に対して、情報セキュリティポリシーの該当部分について、十分に説明しておく必要がある。 (注4) 指定管理者制度に関する考慮事項 指定管理者制度においては、条例により、地方公共団体と指定管理者との間で協定を締結することになるが、その協定において、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されるよう必要な事項を定める必要がある。 (3) 確認・措置等 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において十分なセキュリティ対策がなされているか、定期的に確認し、必要に応じ、改善要求等の措置を取る必要がある。確認した内容は定期的に統括情報セキュリティ責任者に報告する。個人情報漏えい等の重大な侵害行為が発見された場合には、速やかに関係機関に最高情報統括責任者に報告を行う。	確認の方法として、個人情報保護条例や契約の遵守等について定期的に報告を聴取するほか、必要に応じ立ち入り検査を実施する。 確認内容として契約事項の遵守状況の他、十分なセキュリティ対策がとられていることを確認する必要がある。特に、再委託の制限、情報の無断持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、私用パソコンの使用について、違反がないか確認することが必要である。 確認の結果、必要があれば、改善要求等の措置をとる。改善要求を行った場合には、委託事業者が実際に取った措置について、報告徴収や検査を改めて実施する。 例外的に再委託が行われている場合、委託先を通じて個人情報の保護が適切に行われているかについて報告を求めるほか、必要に応じて、地方公共団体自らが検査の実施などの監督を行い、必要があれば改善要求等の措置をとる。 個人情報保護条例及び委託契約に違反して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、厳正な措置（違約金・損害賠償請求・契約解除・入札参加資格の制限等）を実施する。
---	--

住民基本台帳制度等における委託に係る規制の現状（関係条文）

文責：総務省自治行政局市町村課

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

【既存住基】

【住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和61年2月4日自治省告示第15号）】

【住基ネット】

【住民基本台帳の一部の写しの閲覧】

○行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

○国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）、地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

＜個人情報保護条例の例＞※委託（特に再委託を含む）業者に罰則をかけている例

○草加市個人情報保護条例（平成12年12月21日 草加市条例第31号）

○和泉市個人情報保護条例（平成11年3月25日条例第3号）

○世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月12日条例第2号）

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

【既存住基】

規制	罰則	備考
(住民に関する記録の保護) 第三十六条 市町村長の委託を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、<u>その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u>		※市町村の条例や契約等で制限
(住民票に記載されている事項の安全確保等) 第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、<u>住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びび損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> 2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。		※市町村の条例や契約等で制限

法律、政令	告示
○ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄） （住民基本台帳の作成） 第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。 2 略 3 市町村長は、政令で定めるところにより、<u>第一項の住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。</u>	第八 住民記録システムに関する安全対策 三 エラー及び不正行為の防止等 (8) システムの開発及び変更並びにプログラム作成時等におけるエラー及び不正行為の防止 システムの開発又は変更の計画を策定すること、プログラムの作成、変更及び廃止は責任者の承認を得て行うこととすること等エラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。 (9) データの処理におけるエラー及び不正行為の防止 ア データの処理に際しては、データを処理する者の牽制体制について必要な措置を講ずること。 イ データの処理に関する計画を作成すること、臨時のデータの処理については責任者の承認を得て行うこと及びデータの処理の記録を作成し、必要に応じ計画と突き合わせることにより、計画的なデータの処理を実施すること。 (10) データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止
○ 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）（抄） （住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準） 第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、<u>法第六条第三項の規定により住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</u>	データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理すること、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必要な事項を記録すること、<u>使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理の方法を明確にすること。</u> (11) 保守に際してのエラー及び不正行為の防止 <u>住民記録システムの構成機器又は関連設備の保守を外部の者に実施させる場合には、エラー及び不正行為の防止について適切な措置を講ずること。</u>

【住基ネット】

規制	罰則	備考
(役職員等の秘密保持義務等) 第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、<u>本人確認情報処理事務等</u>に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、<u>その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</u> 3 本人確認情報処理事務等に従事する<u>指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</u>	第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、<u>二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u>	
(本人確認情報の安全確保) 第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その		※条例や契約等で制限

他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	
(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務) 第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。 2 市町村長又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。	第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護) 第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に	※ 条例や契約等で制限

係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	
(受領者等による本人確認情報の安全確保) 第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報（以下「受領した本人確認情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、<u>受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> 2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	※条例や契約等で制限
(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務) 第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機	

関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。 2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。 3 受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。	(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護) 第三十条の三十六 受領者の委託を受けて行う受領した本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
第四十二条 第三十条の十七第七項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、<u>二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u>	※条例や契約等で制限

【住民基本台帳の一部の写しの閲覧】

規制	罰則	備考
(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 第十一條の二 (略) 2 (略) 3 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的(以下この条及び第五十一條において「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。 4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十一條において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。 5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十一條において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。 6 申出者は、<u>閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u>		※ 閲覧事項を委託元にも提供することとなっている場合には、委託先だけでなく、委託元も共同して閲覧の申出を行うことになっている。

7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。

8 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しを閲覧し、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

9 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

10 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しを閲覧し、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要が

第五十一条 偽りその他不正の手段により第十一條の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十六條の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

第四十六條 第十一條の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

あると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、<u>当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずること</u>ができる。 11 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、<u>必要な報告をさせることができる。</u> 12 (略)	第四十七条 第十一条の二第二項若しくは第三十条の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>三十万円以下の罰金に処する。</u>
--	--

○行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

規制	罰則	備考
（安全確保の措置） 第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。		※ 2項における「委託を受けた者」とは、国の行政機関から直接、委託を受けた者（受託者）のみを指し、その受託者から業務の委託を受けた者（再受託者）は含まない。（総務省行政管理局個人情報保護室に確認済み。）
（従事者の義務） 第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	

○個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

規制	罰則	備考
(安全管理措置) 第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	(勧告及び命令) 第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。	※ 個人情報取扱事業者…個人情報データベース等を事業の用に供しているものであって、個人情報データベース等を構成する個人情報の数によって識別される特定個人の数の合計が5千を超える者。（委託を受けた者にも該当し得る。）
(従業者の監督) 第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。	2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	※ 主務大臣の権限は、第51条により、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。とされている。
(委託先の監督) 第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。		
(第三者提供の制限) 第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者	第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	※個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において委託する場合、第三者提供に該当し

に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

ない。

は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの利用を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(報告の徴収) 第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、<u>個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する報告をさせることができる。</u>	五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、<u>三十万円以下の罰金に処する。</u> 第五十八条 法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、<u>その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</u> 2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u>
---	--

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

規制	罰則	備考
(秘密保持義務等) 第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であつた者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
(報告の徴収等) 第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者 第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条	

の刑を科する。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。	(国の行政機関等の長等の指示等) 第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。
---	--

○国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

規制	罰則	備考
（秘密を守る義務） 第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 （後略）	第百九条 左の各号の一に該当する者は、<u>一年以上の懲役又は三万円以下の罰金</u>に処する。 一～十一（略） 十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者 十三（略）	

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

規制	罰則	備考
（秘密を守る義務） 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 （後略）	（罰則） 第六十条 左の各号の一に該当する者は、<u>一年以上の懲役又は三万円以下の罰金</u>に処する。 一（略） 二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者 三（略）	

○草加市個人情報保護条例（平成 12 年 12 月 21 日 草加市条例第 31 号）

規制	罰則	備考
（委託等に伴う措置等） 第 10 条 実施機関は、個人情報取扱事務受託者等に事務又は業務を委託し、若しくは行わせようとするときは、<u>個人情報の適正な管理に関する契約又は協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>個人情報取扱事務受託者等は、個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の防止その他個人情報</u><u>の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> 3 <u>個人情報取扱事務受託者等若しくはその役員、職員等又はこれらの者であった者は、その事務又は業務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。</u>	第 48 条 次の各号の一に該当する者は、<u>1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。</u> (1) <u>第 9 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者</u> (2) <u>第 10 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者</u> 第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで（第 48 条第 1 号の規定を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。	※その他、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる等の規定がおかれている。
（個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の登録） 第 11 条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務受託者等に事務又は業務を委託し、若しくは行わせた</u>		

ときは、次に掲げる事項を市長に届け出てその登録を受けなければならない。 (1) <u>個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の名称</u> (2) <u>個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の目的</u> (3) <u>個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務で取り扱う個人情報の記録の項目</u> (4) <u>個人情報取扱事務受託者等の名称</u> (5) <u>その他規則で定める事項</u> 2 実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は同項の登録に係る事務の委託をやめ、若しくは業務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前 2 項の届出に係る事項を記載した登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。	
(個人情報取扱事務受託者等に対する立入検査等) 第 12 条 市長は、個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、個人情報取扱事務受託者等に対し、当該事務若しくは業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は市の職員に、<u>当該個人情報取扱事務受託者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該事務若しくは業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u> 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	第 49 条 第 12 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>300,000 円以下の罰金に処する。</u> 第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで(第 48 条第 1 号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(不正記録行為等の禁止等) 第 13 条 何人も、不正記録行為をしてはならない。 2 何人も、故意又は過失にかかわらず、不正記録媒体を譲り受け、所持し、若しくは第三者に譲り渡し、又は不正複写行為をしてはならない。 3 前 2 項の規定は、草加市外のすべての者にも適用する。 4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為をした者に対し、不正記録媒体の提出、不正複写行為の中止又は当該行為の中止を確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。	第 47 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。 (1) 第 13 条第 1 項の規定に違反して不正記録行為をした者 (2) 第 13 条第 2 項の規定に違反して、不正記録媒体であることを知り、又は重大な過失によりこれを知らずに、当該不正記録媒体を譲り受け、所持し、若しくは第三者に譲り渡し、又は不正複写行為をした者 第 46 条 第 13 条第 4 項の規定による市長の命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。 第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで(第 48 条第 1 号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。	【定義】(条例 2 条) 「不正記録行為」…実施機関等以外の者が実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部を実施機関等以外の者が保有する電磁的記録媒体に記録する行為。 「不正記録媒体」…次のア・イのいずれかに該当するもの。 ア 実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部が記録された電磁的記録媒体であつて、第 9 条第 3 項又は第 10 条第 3 項の規定に違反して譲り渡されたもの イ 不正記録行為又は不正複写行為により実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部が記録された電磁的記録媒体 「不正複写行為」…不正記録媒体に記録されたものの全部又は一部を他の電磁的記録媒体に記録する行為。	(不正記録行為等をした者に対する立入検査等) 第 14 条 市長は、前条第 4 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 1 項又は第 2	第 50 条 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000
--	---	--	---	--

項の規定に違反していると認めると足りる相当の理由がある者に対し、<u>必要な事項</u>に関し報告を求め、又は市の職員に、<u>これらの規定に違反していると認めると認められる理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u> 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	円以下の罰金に処する。 第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第46条から前条まで(第48条第1号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。
(不正記録行為等の事実の公表) 第15条 市長は、第13条第4項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、前条第1項の規定による報告を求められた者がその報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による検査の対象となる建物若しくは物件の占有者等がその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その事実を公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、市長の命令に従わない者等に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えとともに、審議会の意見を聴くものとする。	

○和泉市個人情報保護条例（平成 11 年 3 月 25 日条例第 3 号）

規制	罰則	備考
(不正な複製等の禁止) 第 12 条 何人も、<u>正当な理由がなければ、公文書又は磁気テープ等に記録された個人情報の全部又は一部を他の記録媒体に複製してはならない。</u> 2 何人も、<u>正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された個人情報の全部又は一部を他の記録媒体に複製してはならない。</u> 3 何人も、<u>正当な理由がなければ、公文書若しくは磁気テープ等又は前 2 項の規定に違反して個人情報の全部若しくは一部が複製された記録媒体を所持し、譲り受け、借り受け、譲り渡し、又は貸し渡してはならない。</u>		
(不正な複製等に係る勧告及び命令) 第 13 条 市長は、<u>前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u> 2 市長は、<u>前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u> 3 市長は、<u>前 2 項の規定にかかわらず、前条の規定に違反した者がある場合において個人の重</u>	(市長の命令に違反した者等に係る罰則) 第 52 条 第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、<u>6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</u> 2 (略)	

大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市長は、前 3 項の規定による勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。 5 前項ただし書に規定する場合においては、事後速やかに、審査会に報告しなければならない。	
(報告の聴取及び立入検査) 第 14 条 市長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第 12 条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、同条の規定に違反しているとして認めるに足りる相当の理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(市長の命令に違反した者等に係る罰則) 第 52 条 (略) 2 第 14 条第 1 項の規定に違反して報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。
(委託に伴う実施機関の責務) 第 17 条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部	※その他、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保

又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	護のために必要な措置を講ずる等の規定がおかれている。
(受託者等の責務) 第 18 条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託を受けたもの(再委託等により当該個人情報取扱事務の処理を取り扱うものを含む。以下「受託者」という。)は、<u>個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> 2 受託者は、<u>実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託してはならない。</u> 3 受託者及び受託者が受託した個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、次の行為をしてはならない。 (1) <u>受託した事務に係る個人情報情報を不当な目的に使用すること。</u> (2) <u>実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報情報を第三者に提供すること。</u> (3) <u>実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報情報が記録されている文書、図画、写真又は電磁的記録を複写し、又は複製すること。</u>	(職員等に係る罰則) 第 48 条 次の各号のいずれかに掲げる者が、正当な理由がないのに、<u>個人の秘密に属する事項が記録された個人情報情報の集合物であって、実施機関(第 3 号に掲げる者)にあっては、当該指定管理者)が保有するもののうち、電子計算機を用いて検索することができるとともに体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)</u>を提供したときは、<u>2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</u> (1) 市の職員又は職員であった者 (2) 第 18 条第 1 項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者 (3) 市の公の施設の指定管理者の事務に従事している者又は従事していた者 第 49 条 前条各号に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報であって、<u>実施機関(前条第 3 号に掲げる者)にあっては、当該指定管理者)が保有するものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</u>
(受託者に係る勧告及び公表) 第 19 条 市長は、受託者又は受託者が受託した個人情報取扱事務に従事している者若しくは従	

		事していた者が前条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるときは、当該受託者に対し、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。 2 市長は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することができる。 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。
--	--	--

○世田谷区個人情報保護条例（平成４年３月１２日条例第２号）

規制	罰則	備考
（委託に係る措置） 第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託する（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。以下同じ。）ときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報を保護するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じなければならない。 （１）委託する相手方の選定に当たっては、そのものが個人情報の適正な管理及び安全保護を図ることができるものであることを確認すること。 （２）委託契約等において、個人情報の秘密保持に関することその他の規則で定める必要な条件を付すこと。		※その他、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる等の規定がおかれている。
（受託者等の責務） 第 13 条 実施機関が個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合（当該区の機関以外のもの又は当該業務の処理の一部を受託したものの方が更に委託した場合を含む。）において、当該受託業務の処理を行うものは、個人情報の紛失、破損、改ざんその他の事故及び個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければならない。	第 53 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 13 条第 1 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、<u>2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。</u> 第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、	

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。	
---	------------------------------------	--

参 照 条 文

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（国又は都道府県の指導等）

第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、前項の事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第二項の規定による助言又は勧告を求めることができる。

（住民に関する記録の保護）

第三十六条 市町村長の委託を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（住民票に記載されている事項の安全確保等）

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（助言）

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該情報を取り扱う業務

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）

（不正アクセス行為の禁止）

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

（不正アクセス行為を助長する行為の禁止）

第四条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

（罰則）

第八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反した者
- 二 （略）

第九条 第四条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条 に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

二 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為 により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

四～六 （略）

2～6 （略）

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）

第二十四条の四の四 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書（同条第八項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあつては、当該外国会社報告書）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2・3 （略）

4 内部統制報告書には、第一項に規定する内閣府令で定める体制に関する事項を記載した書類その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

5・6 （略）

（賠償責任に関する規定の準用）

第二十四条の四の六 第二十二条の規定は、内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「当該内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【準用】

（虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）

第二十二条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

【罰則】

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四 （略）

五 第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書若しくはその添付書類、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正

報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七～十三 （略）

【情報の開示、秘密の漏えい等に対して過料を設けている法律の例】

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

（過料に処すべき場合）

第二百六条

2 第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

第二百二十二条

4 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

第一百三十条

4 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

第一百条の三 中央会の役員又は職員が第七十三条の二十二第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密故なく他に漏らし、又は窃用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。